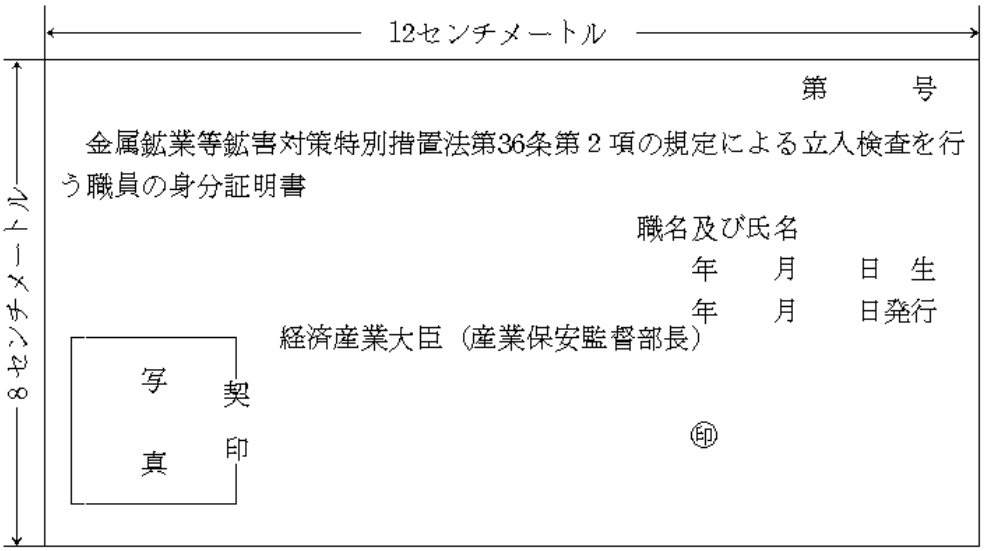
様式第17　（平16経産令70・全改、平17経産令21・一部改正）

表



裏

金属鉱業等鉱害対策特別措置法抜すい

第36条

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定鉱害防止事業機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、指定鉱害防止事業機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第39条　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、産業保安監督部長に委任することができる。

第44条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

三　第36条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則抜すい

第46条　法第27条第２項及び第36条第２項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、当該指定鉱害防止事業機関の事務所又は事業場の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。